



長野県報

4月14日(木)
平成28年
(2016年)
第2765号

目次

規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(資源循環推進課)..... 2

告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....17

保安林の指定施業要件の変更予定(森林づくり推進課).....17

地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結(監査委員事務局).....17

広域連合の規約の変更の許可(市町村課).....17

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課).....17

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....19

公告

長野県知事印の改刻(情報公開・法務課).....19

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....19

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....20

土地改良区の定款変更の認可(4件)(農地整備課).....20

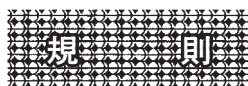
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧(農村振興課).....21

随意契約の相手方の決定(建設政策課技術管理室).....24

随意契約の相手方の決定(会計課).....24

土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課).....24

警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課).....25



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年4月14日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第32号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年長野県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「又は省令」を「及び」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「において」を「(法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合を含む。）」及び第9条の3の3第3項において」に、「一般廃棄物処理施設軽微変更届出書」を「(非常災害に係る)一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 省令第4条の4の4の規定による通知は、定期検査結果通知書（様式第4号の2）によるものとする。

第2条に次の1項を加える。

11 法第9条第6項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）設置者に係る欠格要件該当届出書（様式第9号の2）によるものとする。

第4条第1項中「の規定」を「(法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合を含む。）」の規定」に、「一般廃棄物処理施設設置届出書」を「(非常災害に係る)一般廃棄物処理施設設置届出書」に改め、同条第2項中「の規定」を「(法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合及び法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）」の規定」に、「一般廃棄物処理施設変更届出書」を「(非常災害に係る)一般廃棄物処理施設変更届出書」に改め、同条に次の3項を加える。

3 法第9条の3の2第1項の規定による設置に係る協議は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置協議書（様式第15号の2）によるものとする。

4 法第9条の3の2第1項の規定による変更に係る協議は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更協議書（様式第15号の3）によるものとする。

5 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置届出書（様式第15号の4）によるものとする。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 政令第19条に規定する登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書（様式第19号の2）によるものとする。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（産業廃棄物処理業者の欠格該当届出書等）

第6条 法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項の規定による届出は、（特別管理）産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書（様式第18号の2）によるものとする。

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出書等）

第7条 法第15条の2の5第1項及び第2項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置届出書（様式第18号の3）によるものとする。

2 省令第12条の7の17第4項に規定する受理書は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置届出受理書（様式第18号の4）によるものとする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の変更等届出書（様式第18号の5）によるものとする。

様式第4号の次に次の様式を加える。

(様式第4号の2)(第2条関係)

定期検査結果通知書

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知します。

長野県 地方事務所長 印

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次の検査期限	年 月 日

様式第7号中「一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書」を「(非常災害に係る)一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書」に改め、「第9条の3第11項」の次に「(同法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合を含む。)及び第9条の3の3第3項」を、「第5条の9」の次に「及び第5条の10の11」を加える。

様式第9号の次に次の様式を加える。

(様式第9号の2)(第2条関係)

一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)設置者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項(同法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、欠格要件に該当するに至つたので、関係書類を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の場所

一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の種類

許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

該当するに至つた欠格要件及びその具体的事由

欠格要件に該当するに至つた年月日

- (備考) 1 該当するに至つた欠格要件は、一般廃棄物処理施設設置者にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号のイからへまで又はチからヌまで(同号のチからヌまでに掲げる者にあつては、同号のトに係るものを除く。)のうち該当するに至つたものを、産業廃棄物処理施設設置者にあつては同法第14条第5項第2号のイ(同法第7条第5項第4号のトに係るものを除く。)又は第14条第5項第2号のハからホまで(同法第7条第5項第4号のト又は第14条第5項第2号のロに係るものを除く。)のうち該当するに至つたものを記入すること。
- 2 この届出書は、欠格要件に該当するに至つた日から2週間以内に提出すること。

様式第14号の表面中「一般廃棄物処理施設設置届出書」を「(非常災害に係る)一般廃棄物処理施設設置届出書」に、「の規定」を「(同法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定」に改める。

様式第15号中「一般廃棄物処理施設変更届出書」を「(非常災害に係る)一般廃棄物処理施設変更届出書」に、「名称
代表者の氏名」を

「住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名
市町村にあつては、名称及び代表者の氏名〕

に、「の規定」を「(同法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合及び同法第

電話番号

」

9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第15号の2)(第4条関係)

(表面)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置協議書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者
名称
代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について協議します。

一般廃棄物処理施設を設置をすることが見込まれる場所

一般廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

一般廃棄物処理施設の処理能力

 $m^3/日$ () 時間
 $t/日$ () 時間
 $m^3/時間$
 $t/時間$
 面積 m^2
 埋立容量 m^3

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

一般廃棄物処理施設の位置

一般廃棄物処理施設の処理方式

一般廃棄物処理施設の構造及び設備

処理に伴い生ずる排ガス及び排水

量

処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)

設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値

その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	

- (備考)
- 1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別をかつこ書きすること。
 - 2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
 - 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
 - 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式第15号の3)(第4条関係)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更協議書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者
名称
代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更について協議します。

変更の内容	一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所		
	一般廃棄物処理施設の種類		
	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿を含む場合は、その旨を含む。)		
一般廃棄物処理施設の処理能力		変 更 後	変 更 前
		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
	面積	m^2	面積 m^2
	埋立容量	m^3	埋立容量 m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変 更 の 理 由			

- (備考)
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別をかつこ書きすること。
 - △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
 - △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

(様式第15の4)(第4条関係)

(表面)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
		量
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△一般廃棄物処理の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
<p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別をかつこ書きすること。 2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 			

様式第18号の表面中「一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者」を「許可施設設置者等」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第18号の2)(第6条関係)

(特別管理) 産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第3項 において準用する同法
 第14条の5第3項
 第7条の2第4項の規定により、欠格要件に該当するに至つたので、関係書類を添えて届け出ます。

許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

該当するに至つた欠格要件及びその具体的事由

欠格要件に該当するに至つた年月日

- (備考) 1 該当するに至つた欠格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号のイ(同法第7条第5項第4号のトに係るものを除く。)又は第14条第5項第2号のハからホまで(同法第7条第5項第4号のト又は第14条第5項第2号のロに係るものを除く。)のうち該当するに至つたものを記入すること。
- 2 この届出書は、欠格要件に該当するに至つた日から2週間以内に提出すること。

(様式第18号の3)(第7条関係)

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5 第1項 第2項 の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所

産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)

産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

産業廃棄物処理施設の処理能力(最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)

m³/日 () 時間

t/日 () 時間

m³/時間

t/時間

面積

m²

残余埋立容量

m³

法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量見込み(石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。)

(様式第18号の4)(第7条関係)

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置届出受理書

年 月 日

様

長野県知事



年 月 日付けで提出のあつた産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置届出書について、受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物进行处理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	

(様式第18号の5)(第7条関係)

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の変更等届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け第 号で受理された産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置届出に係る変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、受理書を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所

産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件

変更後

変更前

変更の内容

産業廃棄物処理施設の種類の種類

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の種類

変更又は廃止の理由

変更又は廃止の年月日

様式第19号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に、「個別注表記」を「個別注表記並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類」に、「 | 6 申請者が個人である場合には、直前3年の確定申告書の写し | 」を

「 | 6 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納税済額を証する書類 |
7 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために知事が必要と認める書類 | 」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第19号の2)(第8条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた者であることを証する。

長野県知事



登録年月日

年 月 日

登録番号

1 事業場の所在地

2 廃棄物の再生に係る事業の内容

様式第20号及び様式第21号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資源循環推進課